

(府労組連)

回 答

令和 7 年 11 月 18 日
全 体 版

去る令和7年10月30日に、府労組連からご要求のありました諸事項につきましては、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項と考えております。

この間、社会情勢等が厳しいことから、ご要求をいただいた諸事項の検討に当たって、大変苦慮しているところであります。

本日は、上司とも相談してまいりました結果につきまして、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと存じます。

職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

本年の取扱いについては、勧告どおり実施したいと存じます。

具体的には、まず、公民較差解消に係る勧告については、令和7年4月1日から、次のとおり実施したいと存じます。

給料表について、初任給と若年層に重点を置いて全職員を対象に引

き上げたいと存じます。

地域手当について、大阪府内の支給割合を 12.8%へ引き上げ、大阪府外の支給割合の上限を 18%へ引き上げたいと存じます。

期末・勤勉手当について、年間 0.05 月分を引き上げ、年間 4.65 月分に改定し、その割り振りは、「期末手当」と「勤勉手当」に、均等に配分したいと存じます。

これに伴う勤勉手当の成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ、改めてお示しいたします。

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の限度を、253,100 円に引き上げたいと存じます。

通勤手当について、交通の用具使用者に対する 10 km 以上の距離区分における月額を、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げたいと存じます。

宿日直手当について、勤務 1 回に係る支給額の限度を、6,900 円に引き上げたいと存じます。

教育職員については、令和 8 年 1 月 1 日から、主幹教諭等の職務の級である特 2 級の初号の給料月額を引き上げたいと存じます。

以上の内容で、関係条例（案）を令和 7 年 11 月の定例府議会へ提

出したいと存じます。

差額支給の時期については、関係条例（案）の議決を得られれば、その段階で改めてお示しいたします。

次に、通勤手当について、令和8年4月1日から、交通の用具使用者に対する65km以上から100km以上までの距離区分を新設し、月額66,400円の範囲内で支給するとともに、駐車場等の利用に対し、月額5,000円の範囲内で支給したいと存じます。

これについては、関係条例（案）を令和8年2月の定例府議会へ提出したいと存じます。

また、本年の人事委員会勧告への対応を踏まえ、技能労務職員の給料表等については、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

非常勤職員の報酬、期末・勤勉手当及び通勤に係る費用弁償については、常勤職員に準じて改定するとともに、改定後の報酬単価等については、改めてお示しいたと存じます。

その他詳細の取扱いについては、改めてお示しいたします。

55歳（職員の定年等に関する条例第6条に規定する医師及び歯科医師である職員にあっては、57歳）を超える職員の昇給抑制措置については、人事委員会の意見や国及び他の都道府県の実施状況等を踏ま

え条例で定めており、ご要求にお応えすることは困難でございます。

再任用職員の給与格付けについては、職務給の原則に基づき決定しているところでございます。

再任用職員の勤務労働条件に関わる事項については、人事委員会勧告を踏まえるとともに、引き続き、皆様方と十分に協議を行ってまいりたいと存じます。

給与水準については、府民の理解と支持を得るとともに、頑張った職員が報われ、やる気を出すことができるものとなるよう、平成 23 年度に給与制度改革を実施したところでございます。

また、令和 6 年 4 月から、行政職給料表及び技能労務職給料表 3 級の初号給水準引上げ、3 級昇格時の昇給幅を拡大するとともに、令和 7 年 4 月から、技能労務職給料表 1 級の初号給水準引上げなどを実施したところでございます。

実習教員及び寄宿舎指導員については、職務・職責に応じた給与体系を確保するという平成 18 年度の給与構造改革の主旨・目的に沿つて、新たに総括職を設け、給与上の格付けを 2 級としたものです。

期末・勤勉手当については、現行条例に基づき、12 月 10 日に支給いたしたいと存じます。

再任用職員への期末・勤勉手当の支給割合については、国の基準や

人事委員会勧告に基づき条例で定めており、ご要求にお応えすることは困難でございます。

義務教育等教員特別手当の見直しと学級担任への加算については、別途、提案させていただいており、制度改正理由などは提案書のとおりです。

臨時的任用職員の教育職給料表の2級適用については、令和7年6月に公布されました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議や国の通知の内容を踏まえ、その取扱いを研究してまいります。

教員特殊業務手当については、平成30年4月に増額改定を行うとともに、部活動指導等に係る手當に新たな時間区分を設ける等の改正を行っております。

また、令和8年1月1日からの要件緩和と単価引き上げについては、給特法改正に伴う教員の処遇改善の1つとして別途、提案させていただいているとおりです。

今後とも国の動向や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めてまいります。

通勤手当の認定基準については、令和8年4月1日から全ての職員を対象に、最安の経路と比較して、時間短縮となる又は乗換回数が少ない経路を認定できるよう見直したいと存じます。

勤務時間外や休日等において、実際に勤務した場合には、時間外勤務手当の支給対象としておりますが、待機について、手当等を新設することは、国や他府県の取扱いなどから、困難でございます。

また、非常時の通勤に係る時間について、時間外勤務手当を支給することは困難ですが、実際に業務を行った時間については支給することとしております。

奨学金を返済している職員に対して、手当など給与上の措置を講じることは、地方自治法や地方公務員法の規定から困難でございます。

第3のご要求のうち、勤務時間の短縮については、平成22年10月から勤務時間を週38時間45分、1日7時間45分としております。

知事部局における時間外勤務等の縮減については、「ゆとりの日及び週間」等の実施や、時間外勤務命令の事前届出・命令の徹底、時間外勤務命令の上限規制、シャットダウンシステムの導入のほか、各部局次長等で構成する働き方改革推進責任者会議における時間外勤務実績の報告を行い、より一層の取組の要請を行っているところです。令和6年度からは、各部局において、職場環境・課題等を踏まえた取組目標を設定し、様々な取組を実施しているところです。引き続き、特定事業主行動計画における目標を踏まえつつ、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

年次休暇の取得につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づ

き令和7年4月に改定した大阪府特定事業主行動計画（前期計画）において、職員一人当たりの平均取得日数15日以上を目指すこととしたところでございます。

休憩時間については、労働基準法に基づき、適切な確保に努めてまいります。

なお、昼休みの休憩時間については、より柔軟に取得できるよう、これまで見直ししてきたところであり、大阪府庁版「働き方改革」取組事例集等により周知しているところでございます。

「過重労働による健康障害防止対策」については、時間外勤務が月100時間以上の場合、2箇月から6箇月平均で80時間を超える場合又は月45時間を超え、産業医が必要と判断した場合には、当該職員に対して保健指導を実施しており、必要に応じて、所属長に対し、職場における健康管理等について助言指導を行っているところでございます。

人員の配置については、所属長等のマネジメントとして位置付け、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化などを行うとともに必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

知事部局における在宅勤務、時差勤務やフレックスタイム制度については、働き方改革の一環として、職員がより柔軟な働き方を実現できるよう、導入したものであり、今後とも皆様方と十分協議しながら

進めてまいります。

知事部局におけるフレックスタイム制度等については、所属長が公務の運営に支障がないと認める場合に、職員の申告を経て実施できるという制度趣旨を徹底してまいりたいと存じます。

また、府立学校におきましては、令和7年1月に教職員端末機の無線、軽量化及びシステムのクラウド化がされる事に伴い、全府立学校の常勤教職員を対象としたテレワーク制度を開始しました。

学校現場の実情を踏まえ、育児・介護の要件がある方の利用や長期休業期間中の利用を中心とした制度としております。

職員の勤務状況については、総務事務システムにより管理・把握し、週休日を含めた時間外勤務についても、事前届出・命令の徹底に努めているところであり、引き続き「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」を踏まえて適切に対応してまいりたいと存じます。

入所型施設の職員の配置について、人員の配置については、所属長等のマネジメントとして位置付け、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化などを行うとともに必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

産育休の取得に対する代替措置については、臨時的任用職員又は非

常勤職員での対応を基本としながらも、一定の要件を満たす場合には、常勤職員を配置するなど対応に努めているところでございます。

介護休暇の代替措置については、臨時的任用職員又は非常勤職員による代替が基本であると考えておりますが、業務実態に応じて判断することとなります。

育児短時間勤務制度の導入に伴う代替措置については、勤務に多様なパターンがあり、取得・復帰の時期も一定でないことから、非常勤職員による代替が基本であると考えております。

育児部分休業や子育て部分休暇の取得に対する代替措置については、所属長等のマネジメントによる対応を基本としているところでございます。

また、高齢者部分休業制度については、代替措置を前提に承認するものでなく、代替措置は業務実態に応じて判断することになりますが、非常勤職員による代替が基本であると考えております。

なお、業務内容や勤務形態等によっては、再任用短時間勤務職員との組み合わせによる対応も行っているところでございます。

病気休職等の代替措置については、職場の実態を踏まえ、非常勤職員を配置するなど必要に応じた措置を講じているところでございます。

代替措置については、職員が安心して休暇を取得できるよう、令和6年度より、臨時的任用制度の一般行政職等への拡充を行ったところでございます。

また、職員の急な退職や出産・育児休業など年度途中に発生する欠員に対応するための手法の一つとして、一定の要件のもと、前倒し採用を実施しているところでございます。

これらの取組を行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

第4のご要求について、教職員の時間外等実績などの取扱いについては、法の趣旨を踏まえた適切なものとなるよう機会をとらえて、各学校長、市町村教育委員会に対して指導しているところであり、勤務時間管理については、各学校長により適切に行われるものと認識しております。

府立学校における「教職員の勤務時間の適正な把握」については、平成22年5月に策定した「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」に基づき、その適正な把握に努めるとともに、1月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える者に対しては、ヒアリング等を実施し、当該時間外等実績に係る主な業務内容等について把握の上、必要に応じ、業務処理方法の改善に関する指導若しくは助言を行うこととしております。

令和2年4月に「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に關

する規則」等を制定し、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところです。

府立学校においては、令和6年2月に定めた府立学校における働き方改革の取組に基づき引き続き部活動方針の遵守など府立学校全体の課題に応じた取組を進めてまいります。

また、令和6年度から長時間勤務是正に向けて実施している学校長ヒアリングについて、今年度も、特に長時間勤務が課題になっている府立学校47校に対し、実施しております。

ヒアリング対象校には、学校全体の改善計画に加え、特に長時間勤務が課題となっている個人の改善計画の提出を求めるとともに、計画に基づいた取組を実行するよう指導してまいります。

併せて、デジタル採点等のICTを活用した校務運営の効率化や多様な人材配置等に取り組むことで、教員の負担軽減とワークライフバランスを実現させてまいります。

部活動指導に関する教員の負担軽減については、令和4年12月に国が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、中学校における休日の運動部・文化部活動の段階的な地域移行を令和5年度から段階的に進める考えを示したことから、令和5年8月に「大阪府部活動の在り方に関する方針」を「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」として改定し、

国のガイドラインを踏まえ府として取り組んでいく考え方を示したところです。本方針では引き続き、部活動指導に係る教員の負担を軽減する等、適切な指導運営体制の構築について府の支援の在り方を含めて明示しております。

部活動指導員について、令和2年度から本格実施し令和7年度は、府立学校46校64部に配置し、府内26市町、297名に補助を行う予定です。

また、府立高等学校については、令和5年度から、部活動の活性化を図るとともに、部活動に係る教職員の負担軽減を図るため、複数校での合同部活動を行う「部活動大阪モデル」の推進を82校41ペアで開始し、令和7年4月30日現在で、専門性がない顧問が指導する部活動80校194部に、部活動指導員を配置したところです。今後も好事例の共有などを行い、「部活動大阪モデル」を推進し、顧問の負担軽減に努めてまいりたいと存じます。

欠員の解消に向けて、ペーパーティーチャーを対象とする研修（教員スタートアッププログラム）や本年度から新たに実施している学校見学会の開催、前倒し任用の拡充など、講師人材の確保に努めるとともに、教員採用選考における取組などもあわせて、総合的に取組を進めてまいります。

勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしております。

第5のご要求について、知事部局における育児休業等の取得促進については、「特定事業主行動計画」に基づき、取組を進めているところでございます。令和4年6月には、知事によるイクボス宣言を行うなど子育てしやすい職場環境づくりを推進するとともに、同年4月に育児休業の取得意向確認の義務化、同年10月に子育てハンドブックや子育て支援サイトのリニューアルを行ったところでございます。

また、令和6年度から、男性職員の育児休業等の取得率向上に向けた取り組みとして、所属から対象職員に対して、制度の説明や意向確認を行い、取得しない場合については、その理由について確認するなど、運用を見直したところでございます。

令和7年4月からは、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知を強化する取組として、職員から家族の介護に直面した旨の申し出があった場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別周知・意向確認等を行うこととしております。

令和7年10月からは、勤務の始めと終わりに取得できるとする介護休暇・介護時間の要件を撤廃し、柔軟に取得できるよう、見直しを行ったところでございます。

府立学校については、令和4年6月に学校長によるイクボス宣言の実施を促すなど子育てしやすい職場環境づくりを推進するとともに、

同年4月に育児休業の取得意向確認の義務化、また、令和5年7月に子育てハンドブックの作成や教職員のための子育て支援ポータルサイトの更新を定期的に行う等、引き続き育児休業の取得促進に努めてまいります。

なお、妊娠中の職員の通勤緩和については、母子健康手帳の交付を受けている職員に加え、令和4年10月から母性健康管理指導事項連絡カード等のある職員にも対象を拡大したところです。

育児・介護休業法の改正等を踏まえ、令和7年4月から、子の看護等休暇の取得事由については、子の学校行事への参加等も対象となるよう見直すとともに、子を養育する職員の時間外勤務免除の請求について、子の対象年齢を小学校就学前までに引き上げたところでございます。

また、常勤職員の部分休業及び子育て部分休暇については、令和7年10月から、1年につき10日（令和7年度は5日）相当時間数の範囲内で取得することを選択できるよう、制度を拡充したところでございます。

非常勤職員の部分休業については、令和7年10月から子の対象年齢を3歳未満から小学校就学前までに引き上げるとともに、常勤職員と同様、1年につき10日（令和7年度は5日）相当時間数の範囲内で取得することを選択できるよう、制度を拡充したところでございます。

引き続き、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

不登校や障がいのある子を養育する職員が取得できる休暇制度については、国に準じた取扱いをしており、ご要求にお答えすることは困難でございます。

なお、不登校や障がいのある子どもを養育するにあたり、疾病により自力で食事が困難である等、日常生活を営むのに必要な動作ができない場合には、短期介護休暇や介護休暇等の対象とすることが可能でございます。

今後とも、職員に対し、介護ハンドブックなどを活用し、各種制度の周知と意識啓発に努めてまいります。

災害時の特別休暇は、国と同様の取扱いとしているところです。

今後、より制度を分かりやすく周知するよう努めてまいります。

また、保育所等が閉所となった場合の特別休暇については、国に準じた取扱いとしており、ご要求にお答えすることは困難でございます。

特別休暇については、民間状況も一定反映されている国制度を基本に平成22年度に見直したものでございます。その後、子育て部分休暇の導入や取得対象の引き上げなど、改善を図ってきたところでございます。その他の休暇制度の拡充については、国に準じた取扱いとし

ております。

ボランティア休暇については、災害支援や福祉施設での支援に限定して、令和2年4月に有給の特別休暇として導入したところであり、ご要求にお応えすることは困難でございます。

高年齢期の職員につきましては、高齢者部分休業などを制度化しているところでございます。

病気休暇の取得にあたっては、診断書の添付を必要としていますが、知事部局においては、令和6年10月以降、学校においては、令和6年11月以降、職員の負担軽減及び適正な休暇取得等の観点から、入院の場合は、入院診療計画書、また、通院の場合は、通院した日に限り、年5日を限度として、診察時の領収書等により認めることとしたところでございます。

生理休暇につきましては、制度の趣旨を総務事務システム内の各種規定・手引き集に掲載するとともに、女性活躍推進の一環として、全職員に「やりがい通信」を配信するなど周知をしているところでございます。

引き続き取得しやすい環境作りに努めてまいります。

市町村の任期付講師が妊娠した場合に体育実技担当時間等の軽減を行うことについては、国庫負担制度がなく、財政状況も厳しいことから、ご要求にお答えすることは困難でございます。

第6のご要求について、非常勤職員の給与については、これまで、常勤職員に準じた給与の改定等、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところでございます。

令和4年4月からは、「常勤職員の給料表を基礎」とし、「職務経験等の要素を考慮」する制度に見直すとともに、総務省マニュアルにおいて、定型的な業務を担う非常勤職員については、一定の上限を設けることなどが示されていることから、府においては、常勤職員との職務・職責等の違いを踏まえ、常勤職員の初任給基準額を上限として、職務経験に応じて段階的に報酬単価を引き上げているところでございます。

保健師等の非常勤嘱託員の報酬単価については、任用時から、上限となる常勤職員の初任給基準額を踏まえ設定しているところです。

令和5年度からは、報酬単価の改定について、常勤職員の給与改定を踏まえ、遡及して実施したところです。

非常勤職員については、期末手当を令和2年度から、勤勉手当を令和6年度から支給しているところです。

非常勤職員の期末・勤勉手当については、総務省のマニュアルの内容を踏まえ、週当たり15時間30分以上勤務の職員を支給対象としているところでございます。

期末・勤勉手当以外の手当を支給することは、現行の地方自治法の規定では困難でございます。

非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、ご要求に応じることは困難でございます。

非常勤職員の特別休暇等については、国の非常勤制度を基本としつつ、府の常勤職員の状況も勘案しながら改正してきたところでございます。

また、令和7年4月から子の看護等休暇及び短期介護休暇について、勤務期間の要件を廃止したところでございます。

なお、国に準じていることから、生理休暇、子の看護休暇、短期介護休暇等について、常勤と同様に有給とは困難でございます。

非常勤職員に対する病気休暇については、国制度や現行の府における付与条件・日数を勘案し、令和8年4月から、週5日勤務又は週29時間以上で6か月以上の任期が定められている職員を対象に、これまでの無給休暇90日のうち、10日間を有給としたいと存じます。

今後とも、非常勤職員の勤務労働条件については、適切な対応に努めるとともに、皆様方と十分に協議を行ってまいりたいと存じます。

第7のご要求について、労働安全衛生対策については、その運営の

充実に努めているところでございます。

職員の快適な執務環境を確保することは非常に重要と認識しており、大手前庁舎の冷暖房については、これまでも気象状況の変化に合わせ、運転期間や稼働時間を順次拡大してきたところですが、令和7年度より、機器の点検期間を除き、原則として年間を通じ冷暖房運転を実施することとし、一日の運転時間についても、午前8時から午後9時の時間帯に拡大したところです。

また、咲洲庁舎の冷暖房について、午前8時から午後6時30分まで運転し、時間延長が必要な場合は、申請により対応しております。

熱中症対策につきましては、令和7年6月1日付けで「大阪府職員の職場における熱中症予防基本対策要綱」を策定し、安全衛生管理者が実施すべき措置等について規定し、庁内ウェブで周知するなど、職員の健康確保の観点から取り組んできたところでございます。

具体的には、高温多湿な環境で作業を行う場合、熱中症予防対策に必要な物品や設備等の整備に努めるよう規定しており、これらの整備にあたっては、所属毎で業務内容や設備状況等が異なるため、各所属の実情に応じて対応していただくものと考えております。

また、飲料等を購入するための手当や旅費の支給につきましては、国や他の都道府県の取扱いなどから、ご要求にお応えすることは困難でございます。

体調不良時に休む等のために設置している労働安全衛生法に基づく本庁の休養室については、現在、大手前庁舎では別館2階に、咲洲庁舎では3階に設置しておりますが、新たに大手前庁舎の本館2階にも設置したいと存じます。

職員が休憩できる環境の整備については、大手前庁舎では別館にオアシスルーム、咲洲庁舎ではリフレッシュルーム等を設置しているところです。

また、府内放送については、所属からの依頼に基づき判断しているところです。

昼休み時間帯の消灯については、省エネの全庁方針として実施しているところであり、必要に応じて、例外的に消灯をやめることや部分消灯にするなど臨機応変に対応することも可能です。

引き続き、働きやすい職場環境の整備などにより、職員の健康確保に努めてまいりたいと存じます。

職場の机・椅子の基準については、「情報機器作業のための労働衛生管理基準」に規定し、周知しているところでございます。今後とも、各職場における情報機器作業に適した机や椅子の確保に努めてまいります。

大手前庁舎の改修については、建物の基本性能の維持や利用者の安全確保を最優先としつつも、快適な職場環境の確保は重要と認識して

おります。

このような考え方のもと、トイレの改修については、建物構造上の制約がある中で、建物の就業者数や職員の男女割合の状況も踏まえながら、検討を進めております。

別館のトイレについては、職場環境改善の一環として、和式便器を洋式便器に付け替える改修工事を令和7年11月から令和8年5月にかけて行い、利用者の利便性向上等を図ることとしています。

併せて、法令上の女性用便房を確保するための整備工事を行ってまいります。

本館のトイレについては、老朽化した配管の更新が必要なこともあります、便器の洋式化に伴う便房のレイアウト変更も含めて検討を進めているところです。

本館、別館、分館6号館のトイレ改修工事において、温水洗浄便座および擬音発生装置を設置しており、現在、全ての女性用洋式便器に温水洗浄便座および擬音発生装置を設置済みです。

また、咲洲庁舎のトイレ改修工事において、全ての洋式便器に温水洗浄便座、擬音装置を設置して利用者の利便性、衛生面の向上を図ります。

換気設備について、本館及び分館6号館は、人感センサーにより、

分館は、トイレ出入口付近のスイッチにより操作可能です。

別館は、平日午前8時から午後9時まで運転しております。咲洲庁舎は、平日午前8時から午後7時まで運転しており、残業のため空調運転時間の延長申請があった執務室フロアについては、空調運転と同時刻まで運転を延長しています。

トイレは毎日清掃を実施し清潔な環境を維持しているため、便座クリーナーの設置は困難です。また、女性用トイレへの衛生用ナプキンの常備について、現状においては、ご要求にお応えすることは困難です。

府立学校のトイレの洋式化については、職場環境の改善を図るためにも取り組みを進めていくことが必要であると考えております。

令和4年度及び令和5年度においては、国の交付金を活用し、トイレの洋式化、手洗い水栓の自動化及び小便器の自動洗浄化を行い、令和6年度も府費を活用してトイレの洋式化に取り組みました。

また、令和7年度においても、引き続き府費を活用してトイレの洋式化を進めています。

今後とも、トイレの洋式化を進め、あわせて、汚い、臭いといった問題の改善など、快適な職場環境の整備に取り組んでまいります。

安全衛生委員会の設置については、職員数が50人未満の所属であ

っても必要があると認めるときは委員会を置くことができるとなつており、必要に応じて委員会を設置・開催し、職場環境の改善に努めているところでございます。

また、安全衛生委員会の開催については、労働安全衛生規則に基づき、毎月1回以上開催するよう年度当初に周知しているところでございます。

府立学校の教職員の健康の保持、増進を図るため、大阪府立学校安全衛生協議会及び全校に安全衛生委員会を設置しているところです。

安全衛生委員会については全府立学校に設置されており、毎月実施については、「府立学校に対する指示事項」に記載するとともに、毎年開催の安全衛生管理者研修や、労働安全衛生活動の活性化に関する通知、労働安全衛生に係る報告書の提出依頼時等、機会を捉えて周知しているところでございます。

知事部局においては、一般定期健康診断について、血液検査や心電図検査の対象者の拡大などの充実に努めるとともに、胃集団検診、大腸検診、女性検診等を実施し、職員の健康の保持・増進に努めているところでございます。

また、作業及び作業環境に起因する健康障害を早期発見し、職業性疾病の発生を防止するため、情報機器作業や特定化学物質等取扱業務など、その種類及び有害要因に対応した特別健康診断を当該業務に従事する職員に対して実施しており、産業医による職場巡視などを通じ

て、適切な作業環境の確保に努めているところでございます。

非常勤職員においては、一般定期健康診断を労働安全衛生法で定められた所定の労働時間数を超える職員に実施し、満たない非常勤職員においては、平成 19 年度から希望者健康診断として実施しているところでございます。

地方職員共済組合における人間ドックについては、令和 5 年度より実施健診機関を 14 機関から 17 機関に増やし、受診枠の拡大を図ったところでございます。

なお、人間ドックにおける胃カメラについては、令和 5 年度より自己負担なしで選択できることとし、オプションの脳ドックについても、地方職員共済組合から一部助成しているところです。また、令和 7 年 7 月からオプション検査について一部助成を拡大するとともに、予防接種の助成金額について、引上げを実施したところであり、職員の費用負担の軽減を図ったところでございます。

今後とも、産業医を中心とした健康管理体制の下、適正に健康診断を実施してまいりたいと存じます。

府立学校における定期健康診断については、血液検査及び心電図検査の二次検査の公費対応かつ出張扱い、心電図検査及び腹囲測定対象者の全年齢化など、これまで拡充に努めているところでございます。また、令和 2 年度からは胸部及び胃部 X 線検査を、間接撮影からより被ばく量の少ないデジタル撮影に変更しております。

非常勤職員については、労働安全衛生法に則り、実施するとともに、同法所定の労働時間に満たない非常勤職員についても、希望者に実施しており、結核検査については公費負担しているところでございます。

公立学校共済組合では、「保健事業実施に関するガイドライン」に基づき、令和2年度から「泊ドック」を廃止し、この財源をもって、「共済健診」でオプション検査を受診する際の補助制度の充実を図ってきたところでございます。

また、令和4年10月からの共済制度拡大による組合員増加に対応するため、令和5年度から「共済健診」、「脳ドック」、「女性検診」、「配偶者健診」の募集人数の拡大と、これら健診のウェブ申し込みを開始し、職員の利便性の向上と所属の事務負担軽減を図るとともに、年度途中加入の組合員も申込みができるよう、募集を年2回実施しているところでございます。

知事部局における女性検診につきましては、平成17年度から、子宮がん検診の対象年齢を引下げるとともに、乳がん検診では年齢により視触診と、乳腺エコー又はマンモグラフィの併用検査を実施しているところでございます。

さらに、平成18年度から、20歳以上の希望者には全額自己負担ではありますが、4検診機関において府の女性検診と同様の検診を実施しているところでございます。

府立学校においては、子宮がん検診の対象年齢の引き下げ、乳がん検診へのマンモグラフィ検査の導入、両検診の偶数年齢時における公費負担など実施してきたところでございます。

知事部局におけるメンタルヘルス不調の予防や早期ケアについては、産業医や保健師による保健指導・健康相談のほか、管理監督者や一般職員を対象としたメンタルヘルスセミナーに加え、令和7年4月から新規採用職員研修においてメンタルヘルスに関する健康教育を実施しているところでございます。

また、「大阪府職場復帰支援プログラム」のもと、「ストレス相談室」において、専門産業医等による面談等の個別ケアを行うなど、総合的対策を講じているところでございます。

さらに、地方職員共済組合では、疲労回復やストレス解消方法等を記載した健康カレンダーを全職員に配布するとともに、年5回まで無料で相談できる「こころの健康相談窓口」を設置し、職員に周知しているところでございます。

ストレスチェック制度については、平成28年度から実施し、職員によるセルフケアを支援しているところでございます。また、一定集団ごとの集計・分析結果を各所属や安全衛生協議会に提供するほか管理監督者を対象としたストレスチェック集団分析結果活用研修を実施するなど、職場環境の改善等に努めているところでございます。

今後とも、個人情報の保護に十分に配慮しながら、メンタルヘルス

対策を実施してまいりたいと存じます。

府立学校においては、ストレスチェック制度を実施し、職員自身のセルフチェック及びその対処への支援、学校ごとの集団分析結果に基づく職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調の未然防止に努めているところでございます。

また、「大阪府立学校職場復帰支援プログラム」のもと、職場一体となったメンタルヘルス対策の充実を図っているところでございます。

市町村教育委員会には、これらプログラム等を参考送付し活用するよう指導しているところでございます。

「公立学校教員職場復帰支援事業」においては、復職に向け、3か月にわたる模擬授業や各種グループワーク等を年2回実施しているところでございます。

また、公立学校共済組合では、「大阪メンタルヘルス総合センター」を開設し、相談事業や研修事業の対面及びオンラインでの実施など、教職員のメンタルヘルスの対策を実施されているところでございます。

精神疾患により休職している教員が復帰する際の支援については、平成21年度から復職後2週間を限度として、人的措置を行っております。

試し出勤は、職場復帰支援を目的として休職中に実施するものであることから、給与の支給については、国に準じた取扱いとしており、ご要求にお応えすることは困難でございます。

ハラスメントの防止については、職員の意識啓発、相談体制の整備、研修の3点から取組を進めております。

知事部局における職員の意識啓発や相談体制の整備については、令和5年12月に、職場でのパワー・ハラスメント防止、セクシャル・ハラスメント防止及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント防止に関する指針を、より分かりやすくするため、「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に統合するとともに、ハラスメントポータルサイトを立ち上げ、相談窓口等を掲載するなど職員へ周知徹底しているところでございます。

府立学校については、令和7年4月に、職場でのパワー・ハラスメント防止、セクシャル・ハラスメント防止及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント防止に関する指針を、より分かりやすくするため、「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に統合するとともに、校内相談窓口業務等で活用する「職場における教職員間のハラスメント相談員の手引き」を指針の分冊としました。併せて、外部専門相談窓口の相談日を拡充したところでございます。

知事部局におけるハラスメントに関する研修については、課長級及び課長補佐級に加え、令和5年度から主査級及び副主査に対しても実

施し、令和6年2月には、全ての管理職を対象とした研修を実施したところでございます。さらに、令和5年度から12月を「ハラスメント撲滅月間」と定めた上で、全職員を対象にWEB形式での研修やセルフチェックを実施するとともに、アンケート等による意識啓発の徹底等に取り組んでいるところです。

引き続き、ハラスメント対策の充実に努めてまいります。

府立学校については、新任の府立学校長、准校長、教頭を対象としたハラスメントに関する研修を実施するとともに、すべての府立学校長、准校長、教頭、首席を対象とした研修の中でハラスメントに関する講義を行っています。

事案が発生した場合は、ハラスメント指針に基づき、相談者に寄り添いながら、関係者のプライバシーに配慮しつつ対応することとしております。

今後とも、これらの取組を、より効果的に周知する方策について検討するとともに、快適な働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

客観的に見て社会通念上、相当な範囲を超えるカスタマーハラスメントについては、こういった行為から職員の心身の健康や職場環境を確保するため、必要な取組を行っているところでございます。

具体的には、こういった行為に対して毅然とした対応を取るために、

個人ではなく組織として対応することとしており、関係部局で速やかに情報共有することや、所轄警察署への相談のほか、大阪弁護士会の民暴委員会所属弁護士への相談を実施するなど、様々な対応を行っているところでございます。

一方、国は、本年6月にいわゆる労働施策総合推進法の一部を改正し、事業主に対し、カスタマーハラスメントにより労働者の職場環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けたところでございます。

今後については、現行の取組に加え、事業主が講すべき措置について、国が指針を定める予定であることから、指針を踏まえて、事業主として必要な施策を実施することにより、引き続き、カスタマーハラスメントから職員の職場環境を確保してまいりたいと存じます。

障がいのある職員の活躍推進については、各任命権者において令和7年3月に改訂した「障がいのある職員の活躍推進計画」に基づき、今後とも障がいのある職員の方々が安心して働き続けられるよう取り組んでまいりたいと存じます。

障がいのある職員が、障がいの特性に応じて安定的に勤務することができるよう、国の制度を踏まえ、これまで早出遅出勤務の対象拡大や休憩時間の柔軟化を実施してきたところでございます。

その他ご要求のありました事項につきましては、国の動向を注視するとともに、引き続き、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

第8のご要求について、知事部局等の人事評価制度については、職員基本条例に基づき平成25年度から相対評価による人事評価制度を実施しているところでございます。

令和6年度より、職員の執務意欲の更なる向上に向けて、相対評価の導入による成果や課題を踏まえ、全職員を対象とした相対評価は継続した上で、よりきめ細かく人事評価を実施するため、絶対評価・相対評価を5段階から6段階にするとともに、分布割合も変更したところです。

人事評価結果の給与反映については、条例に定める相対評価制度の趣旨をより一層踏まえたものとするため、これまで所要の改正を行ってきたところです。令和7年度からは、人事評価制度の相対評価区分の割合等を改正することに伴い、昇給及び勤勉手当への反映方法を見直したところです。

なお、勤勉手当については、その趣旨を踏まえ勤勉手当の基礎額から扶養手当を除き、勤務実績反映に活用しているところでございます。

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しており、これまで所要の改正を図ってきたところでございます。

令和6年度に実施した評価・育成システムに関する教職員アンケー

トの結果等も踏まえ、引き続き評価・育成システムがより良い制度となるよう、今後も必要に応じて充実・改善を図ってまいりたいと存じます。

なお、地方公務員法に基づき、一般職の非常勤職員についても、人事評価制度を実施しているところでございます。

第9のご要求について、今後とも府庁舎が、安全で快適な職場となるよう努めたいと存じます。

その他の職場環境の改善については、引き続き、努力してまいりたいと存じます。

府立学校の老朽化対策につきましては、「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」に基づき、計画的な改修等に順次着手しております。

非構造部材の耐震化につきましては、すべての府立学校において、天井の破損やロッカー、書棚等の状況について、教職員による点検を実施し、その結果に基づいて、ロッカー等の転倒防止対策を実施しています。

併せて、体育館や柔剣道場の天井や照明器具等の非構造部材の点検につきまして、建築基準法に定める定期点検に併せて実施し、その点検結果に基づいて耐震化工事に着手し、現在はすべて完了しています。

アスベスト含有吹き付け材が残存する府立学校においては、「府立学校の施設に関するアスベスト管理マニュアル」に基づき、適正に管理していくとともに、これらの学校で改修工事を実施する場合は安全対策に万全を期してまいります。

第 10 のご要求について、職員の福利厚生事業の拡充については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、共済組合や互助会等と役割分担を図りながら対応してまいりたいと存じます。

なお、互助会等への補助金については、平成 20 年度に、全額削減したものであり、ご要求にお応えすることは困難でございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。